

地方公共団体等の PPP/PFI 案件形成の取組を後押しします ～令和 7 年度 PPP/PFI 推進に資する支援措置 支援対象の募集を開始～

- 内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP (Public Private Partnership) / PFI (Private Finance Initiative) を推進しており、地方公共団体等を対象とした支援を実施しています。
- 本日より、以下の①～③の支援措置について、令和 7 年度の支援の対象となる地方公共団体等の募集を開始いたします。

1. PPP/PFI 推進に資する支援措置

① 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域における PPP/PFI 案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成に向けた支援や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援を実施します。

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI 手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規程を運用して具体の事業を PPP/PFI にて進捗させる過程を支援します。

③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI 法第 6 条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPP による事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施します。

※ 令和 7 年度 PPP/PFI 推進に資する支援措置では、①～③の他に民間資金等活用事業調査費補助事業を予定しています。募集等については別途お知らせいたします。

2. 募集期間

令和 7 年 1 月 9 日（木）～ 2 月 28 日（金）正午

※ 本募集については、令和 7 年度予算が成立した場合に支援（執行）が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、その内容、日程等を変更する場合があります。支援の詳細につきましては、以下の URL を御確認ください。

【掲載先 URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r7/r7_index.html】

※ 本支援対象の募集のほか、地域プラットフォームの代表者と内閣府及び国土交通省が協定を結び、活動を支援する「PPP/PFI 地域プラットフォームの協定制度」の第 7 次協定先を募集中です。こちらを活用しての PPP/PFI 案件形成支援も可能ですので、御参照ください。

【掲載先 URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/pf_kyoutei/pf_kyoutei_index.html】

【お問合せ先】内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室） 北村、土井、竹下、門野
TEL : 03-6257-1655